

## 只見線おもてなし業務委託仕様書

### 第1 事業の目的

只見線おもてなしの観光コンテンツ化と体制づくりを行い、地域への誘客と周遊観光を促すことを目的とする。

### 第2 委託事業の内容

#### 1 列車内でのおもてなし

只見線の列車に乗車し、おもてなしを実施すること。なお、実施内容は以下のとおりとする。

##### (1) 実施回数

会津柳津～会津川口駅 80日間以上

会津川口駅～只見駅 60日間以上

##### (2) 実施期間

令和8年4月11日～令和9年3月31日までの土日祝日（1月1日を除く）

ただし、繁忙期等の平日及び追加でおもてなしの実施を希望する場合は、委託者が指定する期日までに委託者と協議をするものとし、承認を得た実施日において、平日の実施を可能とする。

その他列車の運休等により中止となった場合は実施回数及び実施日について都度委託者と協議することとする。

##### (3) 区間

原則、会津柳津駅～只見駅間（往復）とする。

##### (4) 時間

原則、以下の定期列車にて実施することとする。

会津柳津駅（14時00分頃）・会津川口駅（15時00分頃）

会津川口駅（15時30分頃）・会津柳津駅（16時30分頃）

只見駅（14時30分頃）・会津川口駅（15時30分頃）

会津川口駅（15時30分頃）・只見駅（16時30分頃）

ただし、普通臨時列車・団体臨時列車にておもてなしの実施を希望する場合は、委託者が指定する期日までに委託者と協議をするものとし、承認を得た列車において、実施を可能とする。

##### (5) 業務

乗客に対して、地域の観光情報や歴史、文化、食、特産品等の紹介を行うとともに、おもてなしの一環として、地域の特産物等の販売を行うこと。なお、商品の仕入れは受託者が行い、売上は受託者の収入とする。

##### (6) 業務上の留意事項

業務実施に当たり、別紙「只見線おもてなし業務注意事項」を遵守すること。

##### (7) おもてなし人材の発掘・育成

只見線列車内でのおもてなしを行う新たな人材発掘・育成を行うこと。また、沿線事業者から新たな特産品を発掘し、定期列車内で販売すること。

※原則として仕様は上記（1）～（7）の内容とするが、企画提案により変更する

場合がある。

## 2 沿線地域のイベント、特産品に関する情報発信

SNS（X、Instagram等）を活用し、沿線地域で行われるイベントや沿線事業者の商品等の告知を行うこと。なお、使用するSNSアカウントは受託者が所有するものとする。

## 第3 留意事項

事業を行う際には、以下の事項に留意しなければならない。

- 1 印刷物等には他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用を避けること。
- 2 進捗状況について定期的に委託者に報告すること。また、委託者または受託者が必要と認める時期に必要な打合せを行うこと。
- 3 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- 4 事業実施にあたり必要な事業の一切を行うこと。

## 第4 提出書類

	書類名	提出期限
1	着手届【様式1-1】	事業着手後7日以内
2	責任者等届【様式1-2】	事業着手後7日以内
3	完了届【様式3-1】	事業完了後7日以内
4	実績報告書【様式3-2】	事業完了後15日以内、かつ令和9年3月31日以前
5	その他必要と認められるもの	委託者が指定する日